

Title	春秋時代の周王：その統治権と諸侯との関係に注目して
Sub Title	The king of Zhou (周) in the Spring and Autumn period
Author	水野, 卓(Mizuno, Taku)
Publisher	三田史学会
Publication year	2015
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.85, No.1/2/3 (2015. 7) ,p.27(27)- 50(50)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	文学部創設125年記念号(第2分冊) 論文 東洋史 挿表
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20150700-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

春秋時代の周王

——その統治権と諸侯との関係に注目して——

水野 卓

はじめに

これまで私は、春秋時代において土地や人々を支配する際の拠りどころ、いわゆる統治権の実態を探るべく、さまざまな視点から検討を重ねてきた。いずれの検討も春秋という時代の特徴を描き出す意図があつたため、特定の国に限定することなく、春秋各国全般を対象に分析してきたが、春秋各国の君主が周王朝の諸侯であることに鑑みるならば、周王自身の統治権が何を拠りどころとし、また、諸侯の統治権とどのように関わっていたかについても検討する必要があると思われる。周王と諸侯との関係については、封建制度を始めとして金文資料をもとに数多くの検討がなされている西周期に対し、春秋期に関しては、文献史料をもとにいくらか分析がなされ、

私自身も少しは言及してきたが、周王自身に至ってはその専論は見当たらず、どちらともいまだ検討の余地があると思われる。そこで本稿では、春秋時代において諸侯の統治権に周王がどのように関わっていたのか、また周王自身の統治権がいかなるものであつたのかといった点を分析し、そこから導き出された結論とこれまでの検討結果とを重ね合わせ、春秋時代における統治権の総合的な理解に結びつけていきたいと思う。

周王朝に関する分析であれば、金文資料は有効な検討材料であり、春秋期についても、春秋金文という同時代資料があるものの、周王と諸侯との関係はそこから見出すことができず、まして周王自身の統治権に関する記述は見当たらない。そこで、史料としては春秋時代の史実が多く含まれているとされる『春秋左氏伝』（以下『左

『左伝』とする)を基本的に用いることとし、『左伝』からの引用については史料名を省略していること、また、『左伝』以外からの引用の場合はその史料を明記していることをあらかじめお断りしておくこととする。

一 諸侯への干渉

周王による諸侯の統治権への干渉については、例えば、「〔衛の〕州吁、未だその民を和すること能はず。厚、君を定むるを石子に問ふ。石子曰く、王覲するを可と為す、と」(隠公四年)

とあるように、周王への謁見が「君位」を安定させるものであるという言や、

「冬、王(桓王)、虢仲に命じ、晋の哀侯の弟緡を晋に立つ」(桓公八年)

「王(僖王)、虢公をして曲沃の伯に命じ、一軍を以て晋侯と為さしむ」(莊公一六年)

といったように、周王が次期君主を擁立している記事があり、これらを見る限り、少なくとも春秋の初めころまでは、周王という存在が諸侯の統治権にとって重要な役割を果たしていたことがわかる。また、

「天王(襄王)、召武公・内史過をして晋侯(恵

公)に命を賜はしむ」(僖公一二年)

「王(襄王)、毛伯衛をして来たりて公(魯文公)に命を錫はしむ」(文公元年)

「秋、召の桓公来たりて公(魯成公)に命を賜ふ」(成公八年)

とあるような、新君の即位を認める周王による「錫(賜)命」という行為も、一見、諸侯の統治権に積極的に介入しようとする周王の姿を思い浮かべせるものだが、貝塚茂樹氏が「西周では叙任の主体性はあくまで周王にあったのに、春秋では王の主体性が弱まり、被任命者である諸侯の方に主体性が移行しかけている傾向が見られる」と指摘し、齋藤道子氏も「周室から使いがわざわざやってきて命を与えるところに、周の権威の低下がはっきりと現れている」と述べるように、周王の影響力が低下していることを示す事例とされている点は注意しておいてよいであろう。確かに、

「三月、公(魯成公)、京師に如く。宣伯、賜を欲し、請ひて先づ使ひす。王(簡王)、行人の礼を以て焉を礼す」(成公一三年)

とあるように、実際に諸侯によって周王への謁見が行われた事例や、

「春、王（定王）、来たりて聘を徵せしむ」

（宣公九年）

とあるような、諸侯への要求を行う周王の姿、さらには、

「王（襄王）、伯服・游孫伯をして鄭に如きて滑を請はしむ。鄭伯（文公）、恵王の入りにて厲公に爵

を与へざるを怨み、又た襄王の衛・滑に与するを怨むなり。故に王命を聴かずして、二子を執とちふ。

王怒り、将に狄を以て鄭を伐たんとす。富辰諫

めて曰く……王聴かず。頹叔・桃子をして狄の師を出ださしむ」（僖公二四年）

とあるような、反発する諸侯への討伐を行う周王の記事

を見る限り、周王の影響力はいまだ健在かのようにだが、

これらの記事に見える時期を最後に周王の積極的な諸侯

国への介入は見られなくなるのである。⁶つまり、周王が諸侯に対して影響力を及ぼすことができる状況は、魯の

僖公期から成公期にかけて次第になくなっていくわけだが、実はこれまでの諸侯の統治権に関する検討において

も、私は僖公期・文公期ごろを境に変化が起こりつつあると指摘してきており、周王朝の側から見ても、どうやらこのあたりの時期が周王と諸侯との関係の一つの転換

点であると言えよう。

そこで、周王朝の影響力がなくなっていくこの時期に何が起こっていたかを見てみると、

齊桓公在位…莊公九年～僖公一七年

晋文公在位…僖公二四年～僖公三二年

とあるように、まさに覇者が台頭し始めんとする時期に重なっていることがわかる。⁸このことも周王朝衰退の一

因であるとは思われるが、もし周王朝自体がまだ強大な勢力を保っていたとしたら、覇者の台頭も難しかったのではなからうか。やはり、

「王（恵王）、召伯廖をして齊侯（桓公）に命を賜はしむ」（莊公二七年）

しむ」（莊公二七年）

「襄王、太宰文公と内史興をして晋の文公に命を賜はしむ」（『国語』周語上）

とあるように、齊桓公や晋文公に「命を賜ふ」といった、周王朝の側にも覇者の存在を受け入れざるを得ない状況

があったことは考慮すべきであり、その意味で、この時期の周王朝内部の事情を探る必要があると思われる。そこで僖公期以降の周王朝の状況を見ると、まず、

「秋、頹叔・桃子、大叔を奉じて、狄の師を以てて

周を伐ち、大いに周の師を敗り、周公忌父・原伯・毛伯・富辰を獲ふ。王（襄王）出でて鄭に適

き、汜に処り、大叔、隗氏を以るて温に居り」

(僖公二四年)

とあるような、大叔(王子帯)の反乱が目につく。実は、この反乱の前後を見ると、

「春、齊侯(桓公)、仲孫湫をして周に聘し、且つ王子帯を言はしむ……秋、戎の難の為の故に、諸侯、周を戍る。齊の仲孫湫、之を致す」

(僖公二三年)

「三月甲辰、(晋文公、)陽樊に次り、右師、温を囲み、左師、王を逆ふ。夏四月丁巳、王、王城に入り、大叔を温に取へて、之を隰城に殺す」

(僖公二五年)

とあるように、齊桓公・晋文公といったいわゆる覇者が周の内乱の平定に奔走しており、特に、晋の文公に関しては、大叔(王子帯)が殺害された翌日に、

「(四月)戊午、晋侯(文公)、王(襄王)に朝す。

王、饗して醴あり。之に宥を命ず。隧を請ふ。許

さず。(周の襄王)曰く、王章なり。未だ代徳有

らずして、二王有るは、亦た叔父の悪む所ならん、

と」(僖公二五年)

とあるように、周王と同等の権限を要求するといった、

諸侯が周王を凌駕しかねない状況が起こっているのである。まさに力をつけてきた覇者のさらなる台頭を周王朝の内乱が後押しした形、言い換えれば、周王朝の内乱をきっかけとして、覇者の勢力が増大していった状況を見出すことができよう。

この王子帯の反乱以前にも周王朝内部ではいくつか反乱が起こっており、例えば『国語』鄭語に、

「幽王八年にして(鄭の)桓公司徒と為り、九年にして王室始めて騷れ、十一年にして斃る。平王の末に及びて、秦晋齐楚代々興る」

とあるように、西周末期に起きた王朝内の「騷」、すなわち近年の出土資料である『清华大学藏戰国竹簡』(以下『清华簡』とする)の「繫年」に、

「邦君・諸正乃ち幽王の弟余臣を虢に立つ。是れ攜惠王なり。立ちて二十又一年、晋の文侯仇乃ち惠

王を虢に殺す。周の王亡きこと九年、邦君・諸侯、焉に始めて周に朝せず」(第二章)

とあるような、周王朝内の反乱によって周王に対する諸侯の離反が顕著になっているという記事が見られることからすれば、王子帯の反乱だけが周王朝衰退の主たる要因でないことは言うまでもないが、王朝内の反乱が周王

朝の影響力を衰退させていったことは指摘できよう。だとすれば、春秋時代においても、このような反乱を検討することは重要な意味を持つものと思われる。節を変えて考えてみよう。

二 周王朝の内乱

前節では、王子帯の反乱から、周王朝衰退の一因が王朝内部の反乱にある可能性を指摘したわけだが、内乱を探るということは、周王の統治権を解明するための重要な手がかりとなる。というのも、反乱のなかには現王に代わって王位につくことを目的とするものがあり、そのような王位を狙う反乱を起こした者が何を目指すかが明らかになれば、現王の有する統治権の根源を見出すことができると思われるからである。⁽¹⁰⁾春秋期における周王朝の内乱に関しては、松井嘉徳氏が「分裂する王室」を検討する際に言及しており、それをもとに分類したものが、左の一覧である。

I (莊王期の周公黑肩による王子克の擁立)

(桓公一八年)

II (恵王期の王子頹による反乱)

(莊公一九～二二年)

III (襄王期の王子帯による反乱) (僖公二一～二八年)

IV (景王期の儻括による佞夫の擁立) (襄公三〇年)

V (悼王・敬王期の王子朝による反乱)

(昭公二一～二六年)

これら五つの反乱のうち、氏は経緯を比較的詳細にたどることができる三つの反乱(II王子頹・III王子帯・V王子朝)を取り上げ分析しているが、本稿では統治権に関わる事柄に注目しながら、上記の五つの反乱を検討していくことにしよう。

まずI(周公黑肩の王子克擁立)に関しては、

「周公、莊王を弑して王子克を^立てんと欲す。辛伯、王に告ぐ。遂に王と周公黑肩を殺す。王子克、

燕に奔る」(桓公一八年)

とあるように、現王である莊王を殺害した上で王子克を「立」しようとする記述が見られる。一方、II(王子頹の反乱)を見ると、

「秋、五大夫、子頹を奉じて以て王(恵王)を伐つ。

克たずして温に出奔す。蘇子、子頹を奉じて以て

衛に奔る。衛の師・燕の師、周を伐つ。冬、子頹

を^立つ」(莊公一九年)

とあるように、現王である恵王がいるにもかかわらず王

子類の「立」が行われている。以前私は諸侯の即位について検討した際、「立」とは他者による擁立を意味するもので、新君となるための最初の段階であることを明らかにしており、その後、「即位」「葬」といった段階を経る必要はあったと思われるが、この記事を見る限り、新王として認められる最初の段階としての「立」が、現王の存在を無視して行われるようになっていくことがわかる。

この二つの記事から、まずⅠ〈王子克擁立〉の時点では、前王の殺害を前提とした上で、新王の擁立が企図されていることから考えるに、周王自身に統治権が集約されていたものと思われる。特に、この魯の桓公期たる春秋初期という時期に注目するならば、松井氏が西周期の周王の所在を検討するなかで、「王朝の中心は、ある特定の地にその属性として与えられていたのではなく、文王・武王以来の正統性を引き継いだ現身の周王自身が体現するものである」と指摘したことも合致するものであり、春秋の初めころまでは、このような西周期の周王の性格が引き続いてきた可能性が高い。しかし、Ⅱ〈王子類の反乱〉の時になると、現王健在のまま新王が「立」される状況が起こっており、少なくとも周王自

身に統治権が集約されていた状況が変化していると考えられよう。というのも、Ⅱ〈王子類の反乱〉に関する、

「春、鄭伯(厲公)、王室を和せんとして克はず。

燕の仲父を執ふ。夏、鄭伯、遂に王(惠王)を以て帰る。王、櫟に処り。秋、王、鄭伯と鄆に入る。遂に成周に入り、其の宝器を取りて還る」

(莊公二〇年)

という記事において、現王である惠王が成周からわざわざ「宝器」なるものを持ち出す記述があり、これは注目できる。私は以前『左伝』に見える「器」の検討を通して、それが天命の象徴であり、君主に集約されていた統治権が次第に変化し、「器」がその一翼を担うようになる点を指摘したことがある。この時の検討は諸侯に関するものだが、「器」が本来周王を媒介として与えられた天命の象徴であることは、西周期の周王の即位儀礼を参考に見出したものであり、その際に注ではあるが、この莊公二〇年の記事に見える宝器についても、統治権の一端を担っていた可能性に言及していることからすれば、周王に集約されていた統治権の比重が、次第に「器」など他のものに移っていく状況が起こりつつあったことは可能性としてありうると言えよう。

このように周王朝内の反乱を見ると、そこにはこれまでの諸侯の統治権に関する検討で見出したような、君主に統治権が集約されている状況から君主の存在自体がそれほど重視されなくなっていく変化や、統治権の一端を担う「器」なるものの存在を見出すことができる。さらに時代が下ったV〈王子朝の反乱〉では、

「八月丁酉、南宮極震す。萇弘、劉の文公に謂ひて曰く、君、其れ之を勉めよ。先君の力濟す可きなり。周の亡ぶるや、其の三川震す。今、西王の大¹⁶臣も又た震す。天、之を棄つるなり。東王、必ず大いに克たん、と」(昭公三三年)

とあるように、西王・東王という二人の周王が並立しているという発言が見られ、この時点で二人の周王が存在している状況が起こっているのである。確かに、前節でも挙げた『清華簡』「繫年」や他に『竹書紀年』などでも、西周末期における周王の並立を伝える記事は見られるが、東周王朝少なくとも春秋期の周王朝になってから周王が並立する状況は、ここを除いて見られない¹⁷。そもそも周王自身に統治権が集約されているならば、並立という状況はあり得ないもので、これは周王の統治権の変化を探る意味でも分析する必要があると思われる。

三 二人の周王

二人の周王が並び立った王子朝の乱については、先ほども挙げた松井氏が『春秋』の記事を時系列に並べ、特に詳細な検討を加えているが、これをもとに『春秋』と『左伝』の記事を年月ごとに区切って並べたものが末尾表である。この表を参考に周王の統治権という観点から王子朝の乱を見ていくことにしよう。なお、本節以降の王子朝の乱に関連する『春秋』『左伝』引用の文に関しては、末尾表の記事ごとにつけた通し番号を記事年とともに記すこととする。

まず、この乱で並立した二人の王とは、西王たる王子朝と東王たる敬王(王子匄)を指しているわけだが、そもそもこの反乱は、

「〔六月〕丁巳、景王を葬る。王子朝、旧官百工の職秩を喪ひし者と、靈・景の族とに因りて以て乱を作し、郊・要・饒の甲を帥ゐて、以て劉子を逐ふ」(昭公二年④)

とあるように、先代の景王死去の際の後継者争いに端を発するもので、当初は景王を継いだ悼王(王子猛)側(单子や劉子など)と王子朝側(王子還や王子処など)

との争いであった。しかし、

「十一月乙酉、王子猛卒す。喪を成さざるなり。己丑、敬王即位し、子旅氏に館す」

(昭公二二年⑧)

とあるように、悼王が死去して敬王が「即位」したことで、ここに敬王对王子朝という構図ができあがったのである。以前、諸侯の即位を検討した際に、新君の誕生には擁立を意味する「立」に続いて、祖先による承認を意味する「即位」という儀式を行う必要があることを明らかにしており、その意味で「即位」の記述がある敬王が「王」とされることは、これまでの検討結果とも合致する。一方、王子朝については、

「天王(敬王)、狄泉に居り。尹氏、王子朝を立

つ」(昭公二三年経⑧)

とあるように、「立」が行われており、「即位」や「葬」の記載はないものの、何らかの形で祖先による承認が行われたからこそ、前節で挙げた昭公二三年の記事に見られるように、「王」と認識されたものと思われる。では、王子朝はどのように祖先との関わりを持ったのであろうか。そもそも王子朝の「立」については、反旗を翻した上述の昭公二二年④の時点で行われてもよいはずだが、

年が明けた昭公二三年経⑧の時点でようやく「立」が行われており、ここに疑問を解くカギがありそうである。

この王子朝の「立」に関連して、『史記』周本紀には、

「敬王元年、晋人、敬王を入れんとするも、子朝自立し、敬王入るを得ず。沢に居り」

という記述があり、「自立」とあることから、他人による擁立ではない可能性も示されているが、何より、王子朝が「自立」したことで、敬王が「入るを得ず」という状況になっている点は注目できよう。そこで王子朝が「立」とされる昭公二三年経⑧に対応する『左伝』を見てみると、

「六月壬午、王子朝、尹氏に入る。癸未、尹圉、劉

佗を誘きて之を殺す。丙戌、单子は阪道よりし、

劉子は尹道よりして、尹を伐つ。单子先づ至りて

敗らる。劉子還る。己丑、召伯奭・南宮極、成周

の人を以て尹を成る。庚寅、单子・劉子・樊齊、

王を以て劉に如く。甲午、王子朝、王城に入

り、左巷に次る」(昭公二三年⑬)

とあるように、王子朝は「立」する際に「王城」に入っていることがわかる。一方の敬王に関して、

「秋、劉子・单子、王猛を以て王城に入る」

〔昭公二二年経⑤〕

「冬、十月丁巳、晋の籍談・荀躒、九州の戎と焦・瑕・温・原の師とを帥ひきゐて、以て王（悼王）を

「王城に納る」（昭公二二年⑦）

とあるように、前王である悼王（王子猛）が「王城」に入り、その後、先に挙げた昭公二二年⑧に見られるように、悼王が死去したことをうけて敬王が「即位」していること、また敬王が「即位」した後の所在地である「子旅氏」について、後代の解釈ながら、杜注に「子旅は周の大夫なり」とあるように、おそらく「王城」内にその館があったと考えられることからすれば、敬王は「即位」の時点で「王城」にいたと思われる。ただ、その後は前述の『史記』周本紀に「沢に居り」とあり、また、

「〔六月〕庚寅、单子・劉子・樊齊、王を以て劉に如く」（昭公二三年⑬）

とあるように、敬王が「王城」外に出てしまったため、王子朝が「王城」に入ることになったわけだが、

「夏、黄父に会するは、王室を謀るなり。趙簡子、

諸侯の大夫をして王（敬王）に粟を輸いたし、戍人じゆを具へしめて曰く、明年、將に王を納れんとす、と

……」（昭公二五年⑳）

杜注「王を王城に納るなり」

「〔七月〕辛巳、王、滑に次る。晋の知躒・趙鞅、師を帥ひきゐて王（敬王）を納れんとし、女寛をして闕塞を守らしむ」（昭公二六年㉒）

とあるように、晋をはじめとする諸侯が敬王を「王城」にいれようとしていることからすれば、王子朝の乱では、「王城」にすることが、周王であることの一つの要件であった可能性が高い。

では、「王城」にすることにいかなる意味があったのか。そこで注目すべきは、

「〔六月〕壬戌、劉子、揚はに奔る。单子、悼王を

「莊宮に逆むかへて以て帰る。王子還、夜に王を取りて以て莊宮に如く」（昭公二二年④）

という記事に見える「莊宮」という存在である。実は、

「〔六月〕甲午、王子朝、王城に入り、左巷に次る」（昭公二三年⑬）

「秋、七月戊申、鄂羅、諸（王子朝）を莊宮に納る」（昭公二三年⑭）

とあるように、王子朝については、「王城」に入った後、「莊宮」にいたことが確認でき、敬王についても、王子朝が楚に出奔し、内乱が終結した段階で、

「十一月」癸酉、王(敬王)、成周に入る。甲戌、襄宮に盟す。晋の師、成公般をして周を伐らしめて還る」(昭公二十六年²⁶)

「十二月癸未、王、莊宮に入る」(昭公二十六年²⁷)

とあるように、「莊宮」に入っていることがわかる。ただし、ここでは「王城」の語が見えず、代わりに「成周」に入るとされているため、いわゆる「成周」「王城」の同地説・両地説の議論に関わってくるわけだが、同地説を採った場合では「王城」に入っていることにもなるため問題はない。また両地説であっても、一月癸酉に「成周」に入り、二月癸未に「莊宮」に入っていることからすれば、「成周」から「王城」にある「莊宮」に一月余りの間に移動したと見ることは可能である。いずれにせよ、「莊宮」が「王城」にあった可能性は高く、この「莊宮」という場に「王城」にいることの意味が含まれていると考えることができよう。

この王子朝の乱における「莊宮」については、齋藤氏が「同様の状況にあった祖先の王(公)あるいはその行為をはじめて行った王(公)の廟が選ばれている」とし、「王子朝の乱の時に王や王子朝の居場所として、また朝の場所として『莊宮』が出てくるのは、悼王・敬王・王

子朝が同じ景王の子供であり、いわば兄弟間での王位を巡る争いであったことを考えると、決して偶然ではなかったであろう。彼らにとっては兄弟間の王位を巡る争いの勝利者である莊王はまさに望ましい先例であったろう」とした上で、「嗣君が始祖と同じ場に共在することで始祖によって嗣君は新君となるのであり、同時にその新君は『型版』である始祖そのものでもある、と考えられたのである」と述べ、敬王が莊宮に朝したことにより、敬王は莊王の「写像」すなわち莊王そのものと見なされたと指摘していることからすれば、王位を巡る争いに勝利した敬王は、莊王と一体化することにより、正式な周王であることを宣言したと思われる。

だとすれば、王子朝についても、「王城」にある「莊宮」に入った後、「莊宮」にて祖先(莊王)と一体化したことで西王と認識された可能性は高く、それゆえ、王子朝の乱において二人の周王は「王城」に入ること求めたのであろう。もちろん、周王朝内で起こった反乱という特殊な事情であることは考慮すべきであり、平時であれば諸侯即位の際に明らかにしたように、「立」「即位」「葬」という段階を踏まえることで、周王として認められたと思われる。ただし、王位を争う二人の人物が

共通して特定の祖先との一体化を目指し、特に最終的な勝利者たる敬王が莊王との一体化を行っていること、また諸侯の例ながら、君主殺害という異常事態の中で即位した君主が、祖先を祀る廟に「朝」している事例が見られることからすれば、²³少なくとも王子朝の乱のような非常事態における周王というのは、このような特定の祖先祭祀を行い、その特定の祖先と一体化することが、周王たりうる要件の一つであったと考えられるのである。

四 周王と祖先

前節では、「王城」において特定の祖先との一体化を目的とした祖先祭祀を行うことにより、非常時における周王が周王たりえた可能性を指摘したわけだが、ただ一つ気になる点がある。王子朝が「立」した際に、

「天王（敬王）、狄泉に居り。尹氏、王子朝を立つ」（昭公二三年経^⑧）

とあるように、敬王は狄泉という場²⁴におり、周王の統治権にとって重要な場と考えられる「王城」にはいないにもかかわらず、敬王は「王」とされているのである。また、敬王の先代の悼王に關しても、

「劉子・单子、王猛を以て^{ひそ}皇に居り」

春秋時代の周王

（昭公二三年経^④）

「单子、急を晋に告げんと欲し、秋、七月戊寅、王（悼王）を以て平時に如^ゆき、遂に圃車に如き、

皇に次^むる」（昭公二二年^⑤）

とあり、後代の解釈となるが、左氏会箋に「王始めて王城を出づ、故に経これを書す」とあるように、「王城」を離れているにもかかわらず、悼王は「王」であると考えられており、この点は敬王と共通する。

実は、他の周王に關しても、

「春、弭^ひに胥命^{あひめい}す。夏、同^{どう}に王城を伐つ。鄭伯（厲

公）、王（惠王）を將^{ひき}りて圃門より入り、虢叔、

北門より入り、王子頹と五大夫とを殺す……冬、

王、虢より歸る」（莊公二二年）

とあるように、Ⅱ（王子頹の反乱）において、惠王を支持する鄭と虢とが惠王を「王城」に歸らせるために奔走するなど、「王城」の外にいても「王」として認められている記事があり、また、Ⅲ（王子帯の反乱）に關連して『春秋』に、

「冬、天王、出でて鄭に居り」（僖公二四年経）

とあるように、襄王は鄭にいても周王として認められているのである。特に、この記事について『左伝』に、

「天子出づること無し。書して天王出でて鄭に居り」と曰ふは、母弟の難を避くるなり(僖公二四年)

とあり、同年の『春秋公羊伝』の「王者、外無し」という記事や、後代の解釈ながら経文の杜注の「天子、天下を以て家と為す。故に在す所を居と称す。天子、外無し、しかるに出と書するは、王、匹夫の孝を蔽い、天下の重を顧みず、其れ母弟の難を辟くるに因りて、書して出づるを識るなり」という指摘が妥当ならば、あくまで建前かもしれないが、周王にとつては「外」がないため、中心的邑を離れても周王たりえたことなるう。

だとすれば、王子朝の乱の時の悼王や敬王についても、これらの反乱の時と同様に解釈してもよさそうだが、ここで気になるのは、松井氏がこの内乱における周王の所在地を詳細に検討し、内乱に関係する地名を示した上で、「その分布は現在の洛陽から鞏県にかけての範囲にほぼ収まるものと考えて大過ないだろう。このたかだか五〇〜六〇キロ程度の広がりしかもたない彼らの行動圏は、東王・西王という称号が示すように、まさに王室を二分して争われた内乱の舞台としては、あまりにも狭すぎるとの印象を禁じえない」と指摘した点である。以前、私は齋藤氏の「『国』の広さは城壁の外の竟までであり、

竟から城壁までは一日で行ける程度の距離、すなわちおおよそ二〇〜二五km以内ではなかったか」という指摘もとに、君主の殺害もいわゆる「国」の範囲内で常に行われていることから、君主が君主として認められる統治権の及ぶ範囲が「国」の範囲内に一致することを見出した。松井氏が示した地名には、周王以外の人々の動きも含まれているため、特にここで「王」とされた敬王と王子朝の移動先に注目してみると、いずれも「国」の範囲内にはほぼ収まることがわかる。

つまり、王子朝の乱の時点では、この範囲こそが周王たりえる空間だったのであり、それゆえ敬王も王子朝も「王」とされたと考えられるわけだが、

「六月」壬戌、劉子、揚に奔る。单子、悼王を莊宮に逆へて以て帰る。王子還、夜に王を取りて以て莊宮に如く(昭公二二年④)

とあるように、景王死去後に即位した悼王は、単子によって「莊宮」から連れ出された後、王子朝側の王子還によって再び「莊宮」へと連れ戻されていること、また、

「春、王人、子朝を楚に殺す」(定公五年②)

とあるように、王子朝が出奔先の楚で殺害された後に、

「冬、十一月戊午、单子・劉子、王(敬王)を慶氏

に逆ふ。晋の籍秦、王を送る。己巳、王、王城に入り、公族党氏に館して、而る後に莊宮に朝す」(定公七年)

とあるように、敬王が「莊宮」に「朝」していることからすれば、この時の周王にとって自身の存在の正統性を示すためには、「祖先の靈威」の及ぶ範囲に在るだけでなく、莊王と一体化するため、常に「王城」に在ることが必要であったと思われるのである。だからこそ、王子朝の乱では、周の中心的邑として祖先が祀られている「王城」への入城を巡る争いになったのであろう。この中心的邑と統治権との関係について言えば、周王の場合には特に春秋後期において、「王城」に在ることが周王たる要件つまり統治権の拠りどころの一部となっていたのであるが、諸侯の場合、春秋も初めのころは、いわゆる「国」内に在ることが重視されたものの、時代が下るにつれて、「国」の外で君主が殺害されたり、あるいは他国へ出奔しても君主として承認されるなど、統治権と中心的邑との結びつきは以前ほど強いものではなくなくなってくるという違いが見出せよう。

この両者の関係をまとめるならば、春秋も初めのころは、西周期からの流れを引き継いで、周王の統治権は周

王自身に集約されており、だからこそ、僖公二四年に「天子出づること無し」とあるように、いずこへ行こうとも周王は周王として認められていたのである。一方、諸侯に関しては、いわゆる「国」の範囲内に在なければ君主としては認められなかったが、これは齋藤氏が「周代封建制のもとにおいては、土地の支配は周王に許されて初めて可能になるという觀念があり、従つてある領国の土地支配は特定の族のみにゆるされたものであった」とし、「周代封建制とは、各諸侯が、支配権のよりどころ、さらには自国の領土の保全・保証のよりどころを周室に求めるといふ性格をその一面として持っていた」と述べるように、周王朝の影響力が強く及んでいろうちは、周王から与えられた土地に在ることが、諸侯たりうる要件であったのである。しかし、時代が下り、周王朝内で内乱が頻発する等の要因によつて周王朝の影響力が低下してくると、周王室から与えられた土地に固執する必要はなくなり、「国」外にいても君主たり得るような状況になったのである。このように諸侯が周王朝から離反し、諸侯の勢力が増大してくると、松井氏が「春秋期の周王は、もはや王領ないしは卿士の所領にしか移動しえない」と述べるように、周王にとつて統治権の及ぶ範囲は

限られるようになり、その限られた自らの領土を保全するための統治権の拠りどころとして「祖先の靈威」の及ぶ範囲が意識されたのであろう。だからこそ、ごく限られた地域でしか反乱は展開されなかつたと考えられるのである。

なお、先ほど挙げた昭公二二年④や定公七年の記事に見える、悼王や王子朝亡き後の敬王のように、たとえ周王が一人しか存在しなくとも、「莊宮」とは深い関わりがあつたことからすれば、並立した周王に対抗して、自身の正統性を示すために莊王との一体化を図つたというよりも、この時期つまり春秋後期の周王はこのような特定の祖先と一体化することを周王たる要件としていた可能性も考えられよう。ただ、たとえ周王が一人であつても、これらの記事はいずれも王子朝の反乱という非常事態の中での出来事であること、また、悼王・敬王・王子朝以前や以後の周王にはこのような場面を見出すことができないことから、春秋後期の周王全般に当てはまるとまでは言えないが、

「〔十一月〕癸酉、王(敬王)、成周に入る。甲戌、襄宮に盟す」(昭公二二年²⁶)

とあるように、この乱の最終的な勝利者となつた敬王が、

莊王だけでなく襄王の存在も意識していることからすれば²⁶、少なくとも春秋後期の周王が自らの拠りどころとして、祖先の存在を非常に重視していたことだけは指摘できるものと思われる。

おわりに

今回の検討を通して明らかになつた点を、これまでの諸侯の統治権に関して見出した点と絡めてまとめると次のようになる。春秋期の初めのころまでは周王自身に統治権は集約されており、この状況は松井氏が西周期の王朝の中心が「王身」に集約されていたと指摘した流れに沿うものであつた。しかし、周王朝の内部で反乱が頻繁に起こり、それに伴って覇者の台頭など、諸侯の力が増大してくると周王の統治権にも変化が現われてきた。周王自身に統治権が集約されている時には、周王はどこにしようとも周王として認識され、「天子出づること無し」と言われるように、周王の統治権は封建した諸侯国全域に及んでいたが、覇者など諸侯の勢力が増大してくると、周王の統治権が及ぶ範囲は限られてしまい、その統治権を維持するため、「王城」を中心とした「祖先の靈威」の及ぶ範囲にすることが周王たりえる条件となつ

ていったのである。そして、内乱が起きた際には、自ら
が正統なる周王であることを示すために、「王城」の中
にある「宮」において祖先祭祀を行い、特定の祖先と一
体化したのであり、これが非常時における周王の統治権
の一端を担うようになっていったと思われるのである。

一方、諸侯に関しては、春秋も初めのころは周王による
封建制度の影響力が強く、諸侯の統治権にとって周王は
少なからずそれを保証する存在であった。しかし、周王
朝内部で内乱が頻発してその影響力が衰えてくると、諸
侯の勢力が増大していき、そのため、周王朝から封建の
際に与えられた「土」を中心とした範囲内、つまり
「国」の内ではなければ君主が君主たりえなかつた状況が、
「国」を超えても君主たりえるよう変化していったので
ある。

今回導き出した結論が前後の時代とどのようなつなが
りがあるのか。西周期との関わりについては、松井氏の
指摘を参考に、周王自身つまり「王身」が王朝の中心と
して、そこに統治権が集約されている状況が引き続いて
いた点を見出すことができた。一方、戦国期との関わり
については、そもそも戦国時代における周王朝のまよ
まった記載は『史記』に頼らざるを得ず、今回示したよ

うな統治権の及ぶ範囲が限定されている状況や、特定の
祖先との一体化といった点は残念ながら見出すことがで
きない⁽³⁸⁾。ただ『史記』周本紀に、「王赧^{たん}の時、東西周分
かちて治む」とあるように、戦国期に周王朝が東周と西
周とに二分する状況が起こっていることからすれば、統
治権の及ぶ範囲がより限定された春秋後期の流れを汲む
ものではなからうか。春秋末期から戦国初期にかけて、
韓・魏・趙の三晋や田斉が諸侯として認められる際には、
周王による承認を求めており、戦国期の周王と諸侯との
関係については詰める必要があるものの、少なくとも春
秋期における周王自身や諸侯との関わりについては、本
稿での検討が方向性としては妥当であると思われる。

註

- (1) 西周期における周王と諸侯との関係についての先行研
究は膨大にあり、金文資料を中心に封建制度に言及した
日本の研究書だけでも、伊藤道治『中国古代王朝の形成
―出土資料を中心とする殷周史の研究―』（創文社、一九
七五年）、松丸道雄編『西周青銅器とその国家』（東京大
学出版会、一九八〇年）、伊藤道治『中国古代国家の支配
構造―西周封建制度と金文―』（中央公論社、一九八七
年）、平勢隆郎『左伝の史料批判的研究』（汲古書院、一
九九八年）など枚挙にいとまがない。また、周王自身に

ついでの研究書としては、松井嘉徳『周代国制の研究』(汲古書院 二〇〇二年)などが挙げられる。

- (2) 春秋期における周王と諸侯との関係についての代表的な研究としては、貝塚茂樹『中国の古代国家』(中央公論社、一九八四年。初出は同『貝塚茂樹著作集』第一巻、中央公論社、一九七六年)が挙げられる。私自身もこれまでの統治権に関する検討を通して、春秋も初めのころは、周王から封建の象徴として与えられた「器」が「君位」を保証するものとして機能していたこと(水野卓「春秋時代における統治権の変容—「器」の意味を中心として—」『東方学』第一〇六輯、二〇〇三年)、春秋期における諸侯即位の状況が、西周期における周王即位の状況と多くの共通性を持つこと(水野卓「春秋時代の諸侯即位—『左伝』に見える「立」「即位」「葬」と新君誕生の認識との関係から—」『史学』第七八巻第一・二号、二〇〇九年)、君主の身体の検討を通して、諸侯が周の「宗盟」に属する一員であること(水野卓「春秋時代における諸侯の身体—統治権との関わりから—」『集刊東洋学』第一一〇号、二〇一四年)などを指摘している。
- (3) この桓公八年の記事に見える「立」については、水野前掲注二論文「春秋時代の諸侯即位」においては、新君が即位する際に必要な「立」「即位」「葬」という三段階の一つで、他者による擁立を意味する最初の段階であることを指摘している。なお、周王自身ではないが、「夏四月、周公忌父・王子党、斉の照朋に会して晋侯(惠公)を立つ」(僖公一〇年)とあるように、周公と王子により諸侯

が「立」されている記事もある。

- (4) 今回は周王による諸侯の統治権への介入ということで、新君即位時の「錫(賜)命」に限定して取り上げてみたが、他にも、「王(桓王)、榮叔をして来たりて(魯の)桓公に命を錫はしむ」(莊公元年経)・「王(景王)、臣簡公をして衛に如きて弔し、且つ襄公に追命せしめて曰く」(昭公七年)とあるような君主死去後に命を賜う記事や、「王(襄王)、劉の定公をして斉侯(靈公)に命を賜はしめて曰く」(襄公一四年)とあるような好みを確認するかのような命など、「錫(賜)命」にも様々な種類がある。

- (5) 貝塚前掲注二著書、二六九頁。齋藤道子「春秋諸侯の国内掌握」(『史学』第六二巻第四号、一九九三年)、一一五頁。

- (6) 本文で示した記事以前のものとして、諸侯による周王への謁見に関しては、鄭の莊公が周の桓王に「朝」した事例(隱公六年)や甯公と晋侯(武公)が周の惠王に「朝」した事例(莊公一八年)などがあり、周王から諸侯への要求に関しては、「武氏の子来たりて賻を求むるは、王(平王)未だ葬らざればなり」(隱公三年)、「春、天王(莊王)、家父をして来たりて車を求めしむるは、礼に非ざるなり」(桓公二五年)、「毛伯衛来たりて金を求むるは、礼に非ざるなり」(文公九年)などが、周王による諸侯の討伐に関しては、「曲沃、王(桓王)に叛く。秋、王、甯公に命じて曲沃を伐たしめて、哀侯を翼に立つ」(隱公五年)、「宋公(殤公)、王せず。鄭伯(莊公)、王(桓王)

の左卿士たり。王命を以て之を討じ宋を伐つ」(隠公九年、「冬、齊人・鄭人、鄭に入るは、王命に違うを討ずるなり」(隠公一〇年)、「王(桓王)、鄭伯(莊公)の政を奪う。鄭伯朝せず。秋、王、諸侯を以てて鄭を伐つ」(桓公五年)、「春、諸侯、宋を伐つ。齊人、師を周に請ふ。夏、單伯、之に会し、成ぎを宋に取りて還る」(莊公一四年)などがある。

(7) 水野前掲注二論文「春秋時代の諸侯即位」春秋時代における諸侯の身体」や水野卓「春秋時代の太子・晋の太子申生の事例を中心として」(『古代文化』第六五巻第三号、二〇一三年)では、僖公期から文公期にかけて、即位の状況や諸侯の身体に対する認識、太子の在り方などが変化する点を指摘している。

(8) 覇者の台頭及び「覇者体制」と呼ばれる社会秩序を分析した研究としては、吉本道雅『中国先秦史の研究』(京都大学学術出版会、二〇〇五年)が挙げられる。

(9) 『清華簡』の「繫年」についてはすでに数多くの先行研究があり、全章を取り上げた日本の研究に限ってみても、書き下しとともにその性格を分析した浅野裕一「史書としての清華簡『繫年』の性格」(『浅野裕一・小沢賢二』『出土文献から見た古史と儒家経典』汲古書院、二〇一二年)や、主に伝世文献との関係を探った吉本道雅「清華簡繫年考」(『京都大学文学部研究紀要』第五二号、二〇一三年)がある。本文の書き下しはこれらを参考に、異体字などを常用漢字に改めて示したものである。

(10) 魯の君主が封建の際に周王から下賜されたと思われる

「宝玉・大弓」が、反乱を起こした陽虎によって盗まれる記述が、春秋末期の『左伝』定公八年に見える。水野前掲注二論文「春秋時代における統治権の変容」では、この「宝玉・大弓」が魯の統治権の一端を担っていた可能性を指摘しており、反乱の目的と統治権の根源とは深い関係があると思われる。

(11) 松井前掲注一著書(初出は「周王子弟の封建」鄭の始封・東遷をめぐる)『史林』第七二巻第四号、一九八九年と「周王朝の王畿について」『古史春秋』第六号、一九〇年)。

(12) 水野前掲注二論文「春秋時代の諸侯即位」。

(13) 松井前掲注一著書、八一頁

(14) 水野前掲注二論文「春秋時代における統治権の変容」

(15) 水野前掲注二論文「春秋時代における統治権の変容」では、豊田久「周王朝の君主権の構造について」『天命の膺受』者を中心に(松丸前掲注一著書に収録。初出は『東洋文化』第五九号、一九七九年)や同「成周王朝の君主とその位相」(水林彪・金子修一・渡辺節夫編『王権のコスモロジー』(比較歴史学大系一)、弘文堂、一九九八年)に示された西周期の周王の即位儀礼の検討から、『左伝』に見える「器」が天命の象徴である点を指摘した。

(16) ここで言う『竹書紀年』とは、厳密には『春秋左伝正義』昭公二六年が引く『汲冢書紀年』のことで、そこに「平王、西甲に奔りて伯盤を立て、以て天子と為すも、幽王と俱に戯に死せり。これより先、申侯・魯侯及び許文公、平王を申に立つ。もと天子たるの故を以て天王と称

す。幽王既に死して虢公翰もまた王子余臣を携に立つ。周の二王並び立つ」とあるように、西周末期における周王の並立を伝える記述が見える。

(17) 春秋期に起きたいくつかの反乱においても、複数の周王が並び立っていたかもしれないが、西王・東王という二人の周王の存在が明記されているのは、この王子朝の乱が唯一の事例である。

(18) 松井前掲注一著書の第四部第二章。

(19) 水野前掲注二論文「春秋時代の諸侯即位」。

(20) 後藤均平「成周と王城」(東京大学文学部東洋史学研究所室内和田博士古稀記念東洋史論叢編纂委員会『和田博士古稀記念東洋史論叢』講談社、一九六一年)や、同「王才成周考」(『東洋学報』第四四卷第四号、一九六二年)において、これまでの「成周」と「王城」に関する同地説・両地説についての議論が詳しくまとめられている。

(21) 齋藤道子「祖先と時間—宗廟・祭器に込められた春秋時代の時間観念—」(『東海大学紀要文学部』第七七輯、二〇〇二年)、一八二・一八五・一八六頁。

(22) 周王が並立したとされる昭公二三年の記事の翌年に、「冬、十月癸酉、王子朝、成周の宝珪を河に用ふ。甲戌、津人、諸を河上に得たり。陰不佞、温人を以て南侵し、玉を得たる者を拘へて其の玉を取り、將に之を売らんとすれば、則ち石たり。王定まりて之を獻す。之に東訾を与ふ」(昭公二四年¹⁹)という、王子朝が「宝珪」を河に用いている記事があり、これは杜注に「河に祈りて福を

求むるなり」とあるように、一般的には、黄河に「宝珪」を用いて幸いを求めたと解されている。確かにそのような解釈も可能だが、前年に王子朝が「王城」に入っていることに注目するならば、その際にこの「宝珪」を持ち出したと考えることもでき、また敬王がその「宝珪」を返還してきた者に対して「東訾」なる邑を与えるほどの待遇をしていることからすれば、この「宝珪」とは敬王が祖先祭祀に用いていた、いわゆる「器」であった可能性がある。あくまで推測の域を出ないが、王子朝は自らの正統性を示すために、自らの「器」を用意し、敬王が用いていた「器」たる「宝珪」は河に用いて廃棄したという解釈も可能ではなからうか。

(23) 水野卓「春秋時代の君主—君主の殺害・出奔・捕虜の検討から—」(『史学』第七一卷第二・三号、二〇〇二年)。

(24) 敬王がいたとされる「狄泉」について、左氏会箋に「狄泉は亦た翟泉と曰ふ」とあるように「翟泉」だとすれば、『水経注』洛水が引く『帝王世紀』に「景王、翟泉に葬らる」とあり、王子朝の乱の発端となった景王が「葬」された場であるとする記述が見える。先代の景王と関わることで、敬王が正統なる周王であることをアピールしようとしたとも考えられるが、後代の史料であり、かつ裏付けがないため、あくまで一つの可能性として示しておきたいと思う。

(25) あるいは、第二節で少し指摘したように、この頃の周王というのは周王自身とともに、「器」なるものが統治権の一端を担っていた可能性があり、Ⅲ〈王子朝の反乱〉

の時点では、Ⅱ（王子類の反乱）のように「宝器」を持ち出す記述が見られないことから、周王とともに「器」も移動したため、「外」にいても周王として認められていたとも考えられよう。

(26) 松井前掲注一著書、三〇〇頁。

(27) 齋藤道子「春秋時代の『国』——『国』空間の性質とその範囲——」（『東海大学紀要文学部』第七一輯、一九九九年、八六頁。水野前掲注二三論文「春秋時代の君主」。

(28) 『左伝』から明らかに「王」の移動先とわかる地名を取り上げてみると、敬王については、昭公二三年の①「沢邑」②「劉」、昭公二六年の③「渠」「渠」「崔谷」「胥靡」「滑」「郊」「戸」となり、王子朝が「王」とされてからの移動先については、昭公二四年の④「鄆」となる。このなかで「沢邑」「劉」「渠」「郊」以外は松井前掲注一著書の地図中（三〇二頁）に示されており、最も遠いと思われる「滑」が「王城」からおおよそ四〇km離れている以外は、ほぼ三〇kmの範囲内に収まることがわかる。地図に示されていない地名についても、後代の解釈がいろいろつかず注釈を見ると、「沢邑」に関しては、高士奇『春秋地名考略』に「即ち狄泉なり」とあり、「天王、狄泉に居り」（昭公二三年経⑧）の杜注に「今の洛陽城内の大倉西南の池水なり」とある。「劉」に関しては、隱公一年「王、鄆・劉・蔿の田を鄭に取る」の杜注に「二邑は河南緱氏県に在り。西南に鄆聚有り、西北に劉亭有り」とあり、「渠」に関しては、『春秋地名考略』に「渠は陽渠なり」「亦た之を九曲流と謂ひ、河南鞏県の西

に在り、洛陽に通ず」とある。「郊」に関しては、「絞、郊に奔る」（昭公二二年）の左氏会箋に「郊は鄆邑と相ひ近し」とあり、「癸卯、郊・鄆潰ゆ」（昭公二三年⑪）の杜注に「河南鞏県の西南に地の鄆中と名づく有り」とある。これらを見る限り、あくまで注釈に従えばの話だが、いずれも「王城」の近郊にあったと考えてもよいのではなかろうか。

(29) この定公七年の記事で、「莊宮」に「朝」すとされていることからすれば、これまで「莊宮」に「入」と記された記事についても、単に「入」したのではなく、齋藤前掲注二一論文が指摘するように、祖先（莊王）との一体化を目指す「朝廟」のごとき行為の行われたことが、ここからも確認できよう。

(30) なお、増淵龍夫「春秋戦国時代の社会と国家」（『岩波講座世界歴史四 東アジア世界の形成Ⅰ』岩波書店、一九七〇年）は、「国」を「周から封建された諸侯の住む中心的邑」（一四四頁）であるとしている。

(31) 水野前掲注二三論文「春秋時代の君主」でも少し触れたが、例えば、齊の簡公は明らかに「国」の範囲外で殺害されているにもかかわらず、君主として殺害されており、魯の昭公に至っては出奔して他国にいるにもかかわらず、魯の君主とされ、別に君主が立てられていない状況となっている。

(32) 齋藤前掲注五論文、一一六頁。春秋期における諸侯と土地との関係については、齋藤道子「古代中国における土地と人間——春秋時代を中心に——」（松本亮三編「時間と

空間の文明学Ⅰ―感じられた時間と刻まれた時間―花
伝社、一九九五年)で詳しく論じられている。

(33) 春秋期における君主の所在地と中心的邑との関係で言
えば、近年発見された『清华簡』の「楚居」が興味深い。
そこにはいくたびも遷都を繰り返す楚国の状況が詳細に
記されており、「郢」の名を持つ楚の「都」が複数存在し
ていたことがわかる。つまり楚にとつてはそれほど中心
的邑たる「都」という所在地にこだわりはなく、逆に言
えば、周王朝の封建に与つた国々では周王朝から与えら
れた土地にすることが諸侯として存在する重要な要素で
あつたとも考えられよう。

(34) 松井前掲注一著書、三〇一頁。

(35) 定公七年の記事に關して言えば、すでに王子朝は死去
しており、一見その反乱と関係はなさそうだが、「周の儋
翩、王子朝の徒を率ゐ、鄭人に因りて將に以て乱を周に
作さんとす。鄭、是に於いてか、馮・滑・胥靡・負黍・
狐人・闕外を伐つ」(定公六年)、「冬、十二月、天王(敬
王)、姑猶に処るは、儋翩の乱を辟くるなり」(定公六
年)とあるように、王子朝の殘党による反乱が起つた
ことをうけて、敬王が姑猶に出ており、乱が落ち着いた
定公七年によくやく「王城」に戻つたという経緯がある
ため、広い意味で王子朝の反乱の延長線上にあると言え
るのではなからうか。

(36) この「襄宮」に關しても、齋藤前掲注二一論文が「敬
王は『原型』である襄王の『写像』であり、すなわち襄
王そのものと考えられたことになる」(一一八頁)と指摘

するようには、敬王は莊王だけでなく、襄王の「写像」で
もあつたとすれば、襄王との一体化をも求めた可能性が
考えられよう。なお、水野前掲注二三論文では、君主殺
害の後に即位した君主は祖先の承認を得るために盟を
行つている点を指摘しており、この敬王の盟も「襄宮」
という場から考えて襄王も参加していたことは想像に難
くなく、少なくとも祖先の存在を非常に意識しているこ
とがわかる。

(37) 松井氏の指摘を参考にすれば、周王自身に統治権が集
約されているという春秋初期の状況は、西周期の流れに
沿うものだが、ただし、西周期と春秋期とは、周王朝
の中心的邑が変化しているのであり、この点は注意が必
要であろう。いわば周が建国当初に天命を受けた地から
周王は離れているのであり、「周の東遷」により周王朝に
とつて中心的邑がどのように捉えられるようになったか
は別に考察が必要であると思われる。今後の課題として
おきたい。

(38) 今回検討した点に關する戦国期の状況は見出し得ない
が、『史記』周本紀には「哀王立ちて三月、弟叔、襲ひて
哀王を殺して自立す。是を思王と為す。思王、立ちて五
月、少弟嵬、攻めて思王を殺して自立す。是を考王と為
す。此の三王は皆な定王の子なり」という気になる記述
が見られる。新君となるために殺害が行われている点
が春秋初期の状況を思い起こさせるものだが、殺害して新
君となつた思王・考王は「自立」とあるように、春秋期
における新君誕生の「立」という段階とは異なっている

かもしれないのである。もちろん、『史記』と『左伝』の記述の違いは考慮すべきだが、この時点で周王の殺害が行われたことには、何か意味があるのかもしれない。また、この続きとして「考王、十五年にして崩ず」とあるように、君主殺害を行った考王がなぜ一五年も王位を保ち天寿を全うできたかなど疑問はつきないが、非常に簡略な記事であるため、これ以上の詳しいことは不明である。ただ、西周期・春秋期を通して周王が明らかに殺害されている記事はここ以外になく、またこれ以後も見られないように、この哀王と思王の殺害が周王朝では数少ない君主殺害の事例であることから、ここに記しておくたいと思う。

表 王子朝の乱における『春秋』と『左伝』の関連記事

『春秋』	
番号	記事
昭公二二年	
経①	「夏、四月乙丑、天王崩ず」
経②	「六月、叔鞅、京師 <small>（よ）</small> に如き、景王を葬る」
経③	「王室乱る」
経④	「劉子・单子、王猛 <small>（ひさ）</small> を以みて皇に居り」
経⑤	「秋、劉子・单子、王猛を以みて王城に入る」
経⑥	「冬、十月、王子猛卒す」
昭公二三年	
経⑦	「晋人、郊を囲む」
経⑧	「天王、狄泉に居り。尹氏、王子朝を立つ」
経⑨	「八月乙未、地震ふ」
昭公二五年	
経⑩	「夏、叔詣、晋の趙鞅・宋の楽大心・衛の北宮喜・鄭の游吉・曹人・邾人・滕人・薛人・小邾人に黄父に会す」
昭公二六年	
経⑪	「冬十月、天王、成周に入る。尹氏・召伯・毛伯、王子朝を以て楚 <small>（は）</small> に奔る」

『左伝』

番号	記事
昭公二二年	
①	「王子朝・賓起、景王に寵有り。王と賓起と之を説び、之を立てんと欲す。劉の獻公の庶子伯益、単の穆公に事ふ。賓孟の人と為りを惡み、之を殺さんと願ふ。又た王子朝の言を惡みて以て乱と為し、之を去らんことを願ふ」
②	「夏、四月、王、北山に田し、公卿をして皆な従はしむ。將に単子・劉子を殺さんとす。王、心疾有り」
	「乙丑、榮錡氏に崩ず」
	「戊辰、劉子摯卒す。子無し。単子、劉益を立つ」
③	「五月庚辰、王に見ゆ。遂に賓起を攻めて之を殺し、群王子に単氏に盟す」
④	「丁巳、景王を葬る。王子朝、旧官百工の職秩を喪ひし者と、靈・景の族とに因りて以て乱を作し、郊・要・饒の甲を帥めて、以て劉子を逐ふ」
	「壬戌、劉子、揚に奔る。単子、悼王を莊宮に逆へて以て帰る。王子還、夜に王を取りて以て莊宮に如く」
	「癸亥、単子出づ。王子還、召の莊公と謀りて曰く、単旗を殺さずんば捷たず。之と重ねて盟せば必ず來たらん。盟に背きて克つ者多し、と。之に従ふ。樊頃子曰く、言に非ざるなり。必ず克たざらん、と。遂に王を奉じて以て単子を追ひ、領に及び、大いに盟して復さんとし、摯荒を殺して以て説く。劉子、劉に如く。単子、亡ぐ」
	「乙丑、平時に奔る。群王子、之を追ふ。単子、還・姑・癸・弱・巖・延・定・稠を殺す。子朝、京に奔る」
	「丙寅、之を伐つ。京人、山に奔る。劉子、王城に入る」
	「辛未、鞏の簡公、京に敗績す」
	「乙亥、甘の平公も亦た敗らる。叔鞅、京師より至り、王室の乱を言うなり。閔馬父曰く、子朝必ず克たず。其の与する所の者は、天の廢する所なり、と」
⑤	「単子、急を晋に告げんと欲し、秋、七月戊寅、王を以みて平時に如き、遂に圍車に如き、皇に次る。劉子、劉に如く。単子、王子処をして王城を守らしめ、百工に平宮に盟す」
	「辛卯、鄆睫、皇を伐ちて大敗す。鄆睫を獲たり」
	「壬辰、諸を王城の市に焚く」
⑥	「八月辛酉、司徒醜、王師を以みて前城に敗績す。百工叛く」
	「己巳、単氏の宮を伐ちて、敗らる」
	「庚午、反りて之を伐つ」
	「辛未、東圍を伐つ」
⑦	「冬、十月丁巳、晋の籍談・荀躒、九州の戎と焦・瑕・温・原の師とを帥めて、以て王を王城に納る」
	「庚申、単子・劉益、王の師を以みて郊に敗績す。前城の人、陸渾を社に敗る」
⑧	「十一月乙酉、王子猛卒す。喪を成さざるなり」
	「己丑、敬王即位し、子旅氏に館す」
⑨	「十二月庚戌、晋の籍談・荀躒・賈辛・司馬督、師を帥めて陰に、侯氏に、谿泉に軍し、社に次る。王の師、汜に、解に軍し、任人に次る」

⑩	「閏月、晋の箕遺・楽徴・右行詭、師を濟して前城を取り、其の東南に軍す。王の師、京楚に軍す」
	「辛丑、京を伐ち、其の西南を毀つ」
昭公二三年	
⑪	「二十三年、春、王の正月壬寅朔、二師、郊を囲む」
	「癸卯、郊・鄆潰ゆ」
	「丁未、晋の師、平陰に在り、王の師、沢邑に在り。王、間を告げしむ」
	「庚戌、還る」
⑫	「夏、四月乙酉、单子、訾を取り、劉子、牆人・直人を取る」
⑬	「六月壬午、王子朝、尹に入る」
	「癸未、尹圉、劉佗を誘きて之を殺す」
	「丙戌、単子は阪道よりし、劉子は尹道よりして、尹を伐つ。单子先づ至りて敗る。劉子還る」
	「己丑、召伯奭・南宮極、成周の人を以みて尹を戍る」
	「庚寅、単子・劉子・樊齊、王を以みて劉に如く」
⑭	「甲午、王子朝、王城に入り、左巷に次る」
⑭	「秋、七月戊申、鄆羅、諸を莊宮に納る。尹辛、劉の師を唐に敗る」
	「丙辰、又た諸を鄆に敗る」
	「甲子、尹辛、西園を取る」
	「丙寅、蒯を攻む。蒯潰ゆ」
⑮	「八月丁酉、南宮極震す。襄弘、劉の文公に謂ひて曰く、君、其れ之を勉めよ。先君の力濟す可きなり。周の亡ぶるや、其の三川震す。今、西王の大臣も又た震す。天、之を棄つるなり。東王、必ず大いに克たん、と」
昭公二四年	
⑯	「春、王の正月辛丑、召の簡公・南宮嚚、甘の桓公を以みて王子朝に見ゆ。劉子、襄弘に謂ひて曰く……」
	「戊午、王子朝、鄆に入る」
⑰	「三月庚戌、晋侯、士景伯をして蒞みて周の故を問はしむ。士伯、乾祭に立して、介衆に問ふ。晋人、乃ち王子朝を辞して、其の使ひを納れず」
⑱	「六月壬申、王子朝の師、瑕と杏とを攻む。皆な潰ゆ」
⑲	「冬、十月癸酉、王子朝、成周の宝珪を河に用ふ」
	「甲戌、津人、諸を河上に得たり。陰不佞、温人を以みて南侵し、玉を得たる者を拘へて其の玉を取り、將に之を売らんとすれば、則ち石たり。王定まりて之を献ず。之に東訾を与ふ」
昭公二五年	
⑳	「夏、黄父に会するは、王室を謀るなり。趙簡子、諸侯の大夫をして王に粟を輸し、戍人を具へしめて曰く、明年、將に王を納れんとす、と……」
㉑	「〔冬十月〕壬申、尹文公、鞏より涉り、東訾を焚く。克たず」
昭公二六年	
㉒	「四月、単子、晋に如きて急を告ぐ」

㉓	「五月戊午、劉人、王城の師を尸氏に敗る」 「戊辰、王城の人・劉人、施谷に戦ふ。劉の師、敗績す」
㉔	「七月己巳、劉子、王を以て出づ」
	「庚午、渠に次る。王城の人、劉を焚く」
	「丙子、王、楮氏に宿る」
	「丁丑、王、崔谷に次る」
	「庚辰、王、胥靡に入る」
	「辛巳、王、滑に次る。晋の知躒・趙鞅、師を帥 <small>ひき</small> めて王を納れんとし、女寛をして闕塞を守らしむ」
㉕	「冬、十月丙申、王、師を滑に起す」 「辛丑、郊に在り。遂に尸に次る」
㉖	「十一月辛酉、晋の師、鞏に克つ。召伯盈、王子朝を逐ふ。王子朝、召氏の族・毛伯得・尹氏固・南宮嚚と、周の典籍を奉じて以て楚に奔る。陰忌、莒に奔りて以て叛く。召伯、王を尸より逆 <small>ひか</small> へて、劉子・单子と盟す。遂に圉沢に軍し、隄上に次る」
	「癸酉、王、成周に入る」
	「甲戌、襄宮に盟す。晋の師・成公般、周を伐 <small>まも</small> らしめて還る」
㉗	「十二月癸未、王、莊宮に入る」
定公五年	
㉘	「春、王人、子朝を楚に殺す」